

平成 30 年度第 1 回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

■日時:平成 30 年 10 月 18 日(木)13:30~13:47

■場所:香川県庁本館 21 階特別会議室

■出席者:「出席者名簿」のとおり

■次第

- 1 開会
- 2 企業長（知事）挨拶
- 3 議題
(1) 香川県広域水道企業団議会について
- 4 その他
- 5 閉会

■配付資料

- （資料 1 - 1）平成 30 年 11 月香川県広域水道企業団議会定例会について
- （資料 1 - 2）平成 30 年 11 月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧（案）
- （資料 2） ブロック統括センターの設置場所について
- （資料 3 - 1）平成 29 年度の水道事業の経営状況等について（経営成績）
- （資料 3 - 2）平成 29 年度の水道事業の経営状況等について（財政状態）

■議事

- 司会 開会
- 企業長 挨拶
- 司会 議長について

議題 1

< 議題（1） >

- 議長
 - ・ 議題（1）「香川県広域水道企業団議会について」事務局から説明を。
- 事務局
 - ・ それでは、議題 1 の「香川県広域水道企業団議会について」、説明する。
 - ・ 資料 1 - 1を御覧いただきたい。
 - ・ 企業団議会につきましても、「香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例」に基づき、年 2 回定例会を開催することとされている。

- ・第1回の企業団議会定例会は、本年2月6日に開催され、予算議案2議案、予算外議案40議案について附議し、御議決をいただいたところであるが、第2回目となる平成30年11月企業団議会定例会につきましては、来月2日金曜日の午前10時から、本日と同じくこの会議室を議場として開催を予定している。
- ・当日の議事としては、企業長提出議案として、一部改正の条例1議案、専決処分の承認3議案を審議予定としている。
- ・それでは、議案の主だった事項について、資料1-2により御説明させていただく。
- ・まず、第1号議案は、企業団の情報公開条例の一部を改正する条例議案ですが、企業団に関する情報公開の一層の推進を図るため、行政文書の公開を閲覧等により行う場合の手数料を徴収しないこととする等の所要の改正を行うものである。
- ・改正内容は、行政文書1件あたり200円の閲覧等手数料に関する部分を削除するものである。
- ・施行期日は、公布の日としている。また、所要の経過措置を定めることとしている。
- ・次に、2ページの第2号議案から5ページの第4号議案までは、企業長において専決処分した事項について、議会の承認を求めるものである。
- ・まず、2ページの第2号議案の平成30年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算につきましては、旧事業体の平成29年度建設改良費について繰越が生じたこと、及び国の交付金を活用した県補助金が増額されたことに伴い、企業長専決処分により予算の補正を行ったことについて、議会の承認を求めるものである。
- ・補正予算の概要といたしましては、繰越事業費に係る資本的支出の建設改良費52億1,671万円を増額したものである。
- ・その内訳といたしましては、旧県営水道事業分が26億7,400万円余、旧高松市水道事業分が23億3,200万円余、そのほか5つの旧事業体で2億900万円余となっている。
- ・主な繰越事由といたしましては、配水管、送水管等の工事におきまして、関係機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が出来なかったことなどである。

- ・次に、4ページの第3号議案は、香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正についてであります。料金に関する規定、第29条について、本年2月に企業団が当該条例を制定して以後に、その根拠となる各市町条例の改廃等が行われたこと、及び3事務所に係る記載に誤りがあったことから、所要の改正を企業長専決処分により行った。このことについて、議会の承認を求めるものである。
- ・最後に、5ページの第4号議案は、人事案件である香川県広域水道企業団監査委員の選任についてである。
- ・監査委員については、企業団規約で2名の委員を置くこととされていますが、このうち1名については、公認会計士等の財務・経理の専門家を平成30年2月企業団議会定例会において、選任同意をいただいている。
- ・もう1名については、行政実務の精通者を委員とすることで、本年3月末まで、高松市上下水道事業管理者でありました、石垣佳邦氏いしがきよしくにを4月1日に企業長専決により、監査委員に選任したことについて、議会の承認を求めるものである。

以上で議題1の説明を終えさせていただきます。

(質疑応答)

●議長

- ・ただ今説明のあった「香川県広域水道企業団議会について」、何か意見、質問はあるか。(意見なし)
- ・それでは、議題1「香川県広域水道企業団議会について」は、案のとおり、了承いただいたということで、異議はないか。

(異議なし)

<その他>

●議長

- ・それでは、その他について事務局から説明を。

●事務局

- ・事務局から2点ほど報告事項がございますので、説明をさせていただきます。
- ・まず1点目は、「ブロック統括センターの設置場所について」である。
- ・御手元資料6ページ 資料2を御覧いただきたい。
- ・「香川県水道広域化基本計画」におきましては、企業団事務所については、設立時には、各市町に置き、平成32年度からは、県内5ブロックに置くブロック統括センターに統

合するものとされている。

- ・このため、ブロック統括センターの設置場所について、各々のブロックを構成する各市町において検討が進められてきたところであり、現時点での各ブロックの検討状況につきまして、御報告を申し上げます。
- ・まず、東讃地区であります。さぬき市、東かがわ市間で検討が行われ、さぬき市津田町にありますさぬき市津田支所庁舎に設置することとして、来年度に改修工事を実施する予定とされている。
- ・次に、小豆地区におきましては、ブロックを構成する土庄町、小豆島町の間で現在検討が進められている。
- ・次に、高松地区におきましては、ブロックを構成する高松市、三木町、綾川町で調整が行われ、現在の企業団高松事務所をブロック統括センターに移行することとし、業務に関する実務的な検討が進められている。
- ・次に、中讃地区におきましては、ブロックを構成する関係市町間で検討が行われ、丸亀市富士見町にある丸亀市有地にセンターを建設することとし、来年度工事を行うこととしている。
- ・最後に、西讃地区におきましては、ブロックを構成する観音寺市、三豊市の間で現在検討が進められている。
- ・以上が、報告事項の1点目の「ブロック統括センターの設置場所について」である。
- ・引き続きまして、報告事項の2点目は、「平成29年度の水道事業の経営状況等について」である。
- ・7ページを御開き願いたい。
- ・広域水道企業団は本年4月に事業を開始したところであり、企業団としての平成29年度決算そのものは存在いたしません。平成29年度の決算を集計し、企業団として各構成団体から引き継ぎを受けた水道事業の経営成績、財政状態として、御説明をさせていただきます。
- ・まず、7ページの資料3-1を御覧いただきたい。
- ・この図表は、各構成団体の平成29年度の水道事業の決算を積み上げ、損益計算書を図式化したもの。
- ・まず、図の右側の貸方ですが、給水収益等の営業収益が252億6,400万円、利息収入等の営業外収益が20億9,100万円などで、総収益は274億500万円となっている。
- ・一方、左側の借方ですが、給料、手当等の職員の人件費、委託料、動力費、薬品費、減価償却費など営業活動に要する営業費用が233億6,500万円、企業債償還利息な

どの営業外費用が11億5,800万円などで、総費用は246億3,900万円となっている。

- ・その結果、総収益から総費用を差し引いた当期純利益は、27億6,600万円となっている。
- ・次に、8ページの資料3-2を御覧いただきたい。
- ・この図表は、各構成団体の平成29年度の水道事業決算を積み上げた、30年3月31日現在の貸借対照表を図式化したものである。
- ・企業団としては、この資産、負債、資本を4月1日に引き継いだことになる。
- ・まず、左側の借方ですが、土地、建物、構築物、施設利用権等の固定資産が2,092億8,900万円、現金、未収金等の流動資産が381億6,400万円で、資産総額は2,474億5,300万円となっている。
- ・一方、右側の貸方ですが、企業債、退職給付引当金等の固定負債が642億500万円、一年以内に償還する予定の企業債、未払金、賞与引当金等の流動負債が83億9,700万円で、実質負債は、726億200万円となっている。
- ・なお、「繰延収益」は、国及び他団体等から補助金を受けて整備した施設等の償却を行うための財源として整理する科目である。
- ・次に、「資本」ですが、資本金が1,152億8,900万円、当年度純利益を含む剰余金が220億7,200万円で、資本合計としては1,373億6,100万円となっている。
- ・人口減少などにより給水収益の減少傾向が続いている中、企業団といたしましては、経年劣化が進む水道施設の更新、渇水や地震等に対する防災・減災対策に加えて、平成30年度からの10年間で約1,300億円と見込まれる施設整備事業の実施を予定しておりますが、今回の広域化の目的である、将来にわたり安全で安心な水道水の安定的な供給を行えるよう、経営基盤の強化と長期的に安定した健全経営及び持続可能な事業運営に努める。
- ・以上で、報告事項の説明とする。

(質疑応答)

●議長

- ・ただ今説明のあったその他報告事項について、何か意見、質問はあるか。

(意見なし)

- ・それでは、「その他報告事項について」は、案のとおり、了承いただいたということで、異議はないか。

(異議なし)

●議長

- ・本日の議事については以上だが、その他運営協議会に関して、何か発言等があればお願いしたい。

(発言なし)

- ・意見等がないようなので、これをもって終了したい。(謝意)

●司会閉会